

若者の皆さん!!

羽島市選挙管理委員会からのお知らせ



投票立会人を募集しています!!



投票立会人の主な仕事は??

- ① 最初に投票するとき、投票箱が空なことを確認する立会い
- ② 投票する人が投票所に来て、投票をして帰るまでの立会い
- ③ 投票終了時間に投票箱を閉鎖する立会い
- ④ 必要な書類への署名



◎投票事務従事者が説明しますので投票に関する詳しい知識は必要ありません。



投票立会人の報酬は??

選挙当日の投票所 1回 約 7,000 円
期日前投票所 1回 約 6,500 円又は 6,000 円
※従事時間により変動します。所得税が控除されます。



立会日・立会時間・立会場所は??

立会日：選挙期日が決定したら、その都度お知らせします。

立会場所：選挙当日→羽島市内16箇所の投票所

期日前投票→期日前投票所（羽島市民会館・バロー羽島インター店）

立会時間：選挙当日→①午前6時30分から午後1時30分

②午後1時30分から午後8時30分

期日前投票→①午前8時00分から午後2時30分

②午後2時30分から午後8時30分

※期日前投票所は、場所によって時間が変わります。

◎選挙期日が決定したら、登録いただいた皆様に選挙期間中のスケジュールや、時間・場所の希望を確認します。



応募資格・応募方法は??

応募資格：羽島市在住の満18歳から29歳までの日本国民の方

応募方法：登録申請書に必要な事項を記入のうえ、羽島市選挙管理委員会事務局までご提出ください。



やってみてもいいけど… まずは何をすればいいの??

羽島市選挙管理委員会では、事前に投票立会人として従事いただける方を登録しておき、選挙期日が決まったら、その方々に日時等を確認するという登録制度を採用していますので、まずは登録の申請をお願いします。



手続きの詳細は裏面を見てね!!

～当日までの流れ～

① 登録申請

登録申請書に必要な事項を記入して、郵送、FAX 又はメールで下記【お問い合わせ先】に提出してください。登録申請書は、羽島市ホームページからダウンロードできます。



ふむふむ。まずは、ホームページを確認だ

② 登録

羽島市選挙管理委員会で、必要な確認等を行い、投票立会人の候補者として登録します。登録が完了した方には、羽島市選挙管理委員会から通知を送ります。



選挙期日決定

③ 日程等調査

羽島市選挙管理委員会から、登録いただいた皆様に、選挙期間中に投票立会人として従事いただける日時・場所を確認します。



授業やサークルの予定に合わせられるから安心だ
家の近くの投票所ならすぐに行けるね

④ 決定・承諾

登録いただいた皆様の日時等を羽島市選挙管理委員会で調整し、投票立会人として従事いただく日時等をお知らせします。投票立会人をお願いする方には、承諾書を提出いただきます。

⑤ 立会



いよいよ立会！
当日遅刻しないように前日は早めに寝るぞ！

【お問い合わせ先】

羽島市選挙管理委員会事務局

Tel:058-392-1111 (内線 2353)

Fax:058-394-0025

〒501-6292

羽島市竹鼻町 55 番地

E-mail: somu@city.hashima.lg.jp

不明な点は気軽に
問い合わせしてみよう

